**仕　様　書**

1. **件名**

2025年日本国際博覧会　夢洲交通運営本部等什器類調達・納品・設置等

1. **目的**

公益社団法人２０２５ 年日本国際博覧会協会が2025 年に開催される日本国際博覧会の来場者の輸送円滑化のため運営業務を行う施設において、レンタルによって必要となる什器類の調達を行う。

1. **調達物品**

別紙「調達物品と納品場所」に示す調達物品を納品すること。

1. **納品、撤去日および借入、契約期間**

納品：令和７年１月中旬以降、借入期間開始までのいずれかの日。

撤去：令和7年10月14日以降、発注者の指定する日。

借入期間：令和7年２月１日（土）から令和7年10月31日（金）

契約期間：契約締結日から令和7年10月31日（金）

なお、設置は複数個所に分かれるため、納品等作業の具体的な日時については、発注者と協議のうえ決定すること。

1. **納品場所**

別紙「調達物品と納品場所」および「位置図」のとおり

1. **納品・設置・撤去作業**

（１）現場責任者の選任

納品・設置作業の履行を統括する現場責任者を選任すること。

（２）納品・設置作業

「調達物品と納品場所」の製品の納品に係る搬入、開梱、組み立て等を含めた設置作業を行うこと。また、詳細な設置位置については発注者の指示に従い、梱包材等は持ち帰り、軽清掃を行うこと。

（３）撤去・搬出作業

調達物品の撤去、搬出作業を行うこと。

1. **その他**

（１）納品にあたっての指定場所への運搬及び検査に要する費用、また撤去にあたっての搬出及び処分に要する費用については、すべて受注者の負担とする。なお、各建物にエレベーターの設置はない。

（２）搬入・搬出における養生箇所及び仕様については、発注者と十分協議し、了承を得ること。

（３）搬入路、納品場所及び什器等に損害を与えぬよう十分に注意するものとし、万一損害を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原状回復を行うこと。

（４）契約の履行が完了したときは、担当職員立会いの上、検査等を行う。納品時又は納品後において、発注者から納品物品について瑕疵がある旨の連絡を受けた場合には、別途発注者が指示する期限までに交換すること。

（５）仕様にない事項または仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。

（６）発注者は、受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、催告をすることなく直ちに本契約を解除する。また、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求める。受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、催告をすることなく本契約を解除する。

（７）受注者は、「公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会発注工事等に係る暴力団排除等手続要領」に基づき、契約の履行に当たって、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、協会への報告及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者への 届出（以下「報告」という。）を行わなければならない。